様式第２号

就労体験事業の実施に関する確認書

就労体験事業に参加する者　　　　　　　　　　　　　（以下「就労体験者」という。）と、就労体験受入者　　　　　　　　　　　　　（以下「受入者」という。）と、島根県技能士会連合会（以下「連合会」という。）は、就労体験事業の実施について次のとおり確認する。

第１条　就労体験者は、受入者の指定する場所において、受入者の提供する就労体験に以下の期間参加する。

・就労体験期間：　　　年　　月　　日　から　　　　　年　　月　　日　まで

２　就労体験者は、受入者の就業規則を尊重し就労体験に参加することとするが、作業等の強要や時間外の就労体験等事業の趣旨を逸脱した受入者からの指示等には従う必要はない。

３　受入者は、就労体験者が適切に就労体験に参加できるよう安全および衛生に配慮するとともに、受入者の業務に支障を生じ、もしくは受入者の名誉及び信用を害する等の不都合を生じさせないよう、適切な措置を講じなければならない。

第２条　就労体験者は、本事業の趣旨を理解した概ね４５歳未満の若年未就業者とする。

なお、本事業の趣旨とは「島根県在住の若年未就業者若しくは県外からのUIターン者が就労体験を積むことで就業観と産業・企業理解を深め、体験を通して技能を磨き、島根の産業の担い手となるとともに島根に定着することを目指す」ことであり、アルバイト等短期労働を目的としている者は本確認書を取り交わせない。

２　受入者は、本事業の趣旨を理解した人材育成意欲のある島根県内の事業所等とする。

なお、本事業の趣旨とは「就労体験者に対して、事業所等の仕事現場等に触れる機会を付与するとともに、事業所等で働く上で必要とされる技能・技術・ノウハウ等を習得させることを目指す」ことであり、就労体験者に対し指導・教育等を行う意思を有さず、労働力の確保等を目的としている事業所等は本確認書を取り交わせない。

３　就労体験者及び受入者は、就労体験を実施するにあたり、雇用契約に基づく使用従属関係は存在しないことを十分理解した上で、本事業に参加するものとする。

第３条　就労体験期間中、連合会が、就労体験者には就労体験者助成金（1か月につき120,000円。ただし、県内に居住している父母又は祖父母等と同居している場合は1か月につき60,000円。また親子連れの場合は１か月につき30,000円を加算。）を、受入者には就労体験受入先助成金（1か月につき30,000円）を支払うが、支払に関する手続き、実際の支払は連合会が行う。

第４条　前条の各助成金は、就労体験者・受入者は毎月３日（土日、祝日、１月２日、同月３日、12月31日にあたるときは翌日）に、連合会に申請し、連合会は翌月10日（土日、祝日、１月２日、同月３日、12月31日にあたるときは翌日）に、就労体験者・受入者の希望する金融機関の口座に振り込むことによって支払う。

なお、就労体験者・受入者の申請が遅れた場合は、期日どおりに支払いができない場合がある。

第５条　連合会は、適宜就労体験の状況を確認し、次の各号に当てはまるときは、就労体験を打ち切ることができる。その場合体験終了の旨を体験就労者、受入者へ１か月前に通知する。

①受入者の事業縮小その他やむを得ない事由があるとき。

　　②就労体験者の精神または身体の障害により将来においても就労体験プログラムに耐えられないと認めるとき。

　　③就労体験者の体験態度が著しく不良であり、改善の見込みがないとき。

　　④就労体験者の故意又は過失により受入者又は連合会に損害を与えたとき。

　⑤就労体験者が受入者または他の企業と従業員と同様な雇用契約を締結するなど就職とみなされる場合

　　⑥その他前各号に準ずる事由のあるとき。

２　受入者は、就労体験者を受入れた場合には当該企業の都合により受入期間満了前に就労体験者の受入を止めることはできない。ただし、前条の各号に該当する場合はその限りではない。

３　就労体験者は、やむを得ない事情があるときは、いつでも就労体験の終了を連合会に申し出ることができる。

４　２，３により体験の終了を申し出る場合はそれぞれ辞退届を連合会へ提出し、辞退届が受理された場合は、連合会から就労体験者、受入者へ通知するものとする。

第６条　受入者は、就労体験者の生活の状況を考慮し、以下の条件にて就労体験を設定するものとする。

①１日あたりの実施時間は、８時間の就労体験（休憩時間を除く。）とする。

 ただし、子の養育などやむを得ない事情を有する者で、体験の申請時点で申し出をして承認された場合は、６時間（休憩時間を除く）まで短縮することができるものとする。また、就労体験中に発症した疾病などによりその日の体験を中止せざるを得なくなり、８時間（特例承認時間を含む。）に満たない就労時間数となった場合、その日は所定の就労体験を行ったものとみなす。ただし、この場合当該事案に対する受入者の書面（様式任意）による証明を要する。

②就労体験は原則月の初日から開始するものとし、月の最終日までの間に①の条件を満たす就労体験を15日以上実施するものとする。ただし、受入先の都合等やむを得ない事情により基準日数に満たなかった場合はこの限りではない。

③15日に満たなかった場合、該当月に係る就労体験助成金は基準日数に満たない日数に応じ１日あたり4,000円を減算する。ただし、体験初月で基準日数に満たなかった場合で、かつ体験を終了した場合は、原則助成金の支給はしない。

第７条　受入者又は連合会は、就労体験における実施時間・実施日数の取扱いについては前条第１項の規定に沿う形で設定する。なお、受入者が設定する場合は、連合会の了解を得るものとする。

２　受入者は、就労体験を実施するにあたっては別途作成するカリキュラムに則り実施することとし、カリキュラムを逸脱した実習や作業、時間外での実習や作業等は行わせないこととする。

第８条　受入者は、就労体験者に金銭、有価証券その他貴重品の取扱いをさせないものとする。

２　受入者は、就労体験者に自動車等の車輌の運転をさせないものとする。

３　受入者は、就労体験者から本就労体験の実施に関し、金銭などを受け取ってはならないものとする。

第９条　就労体験者は、受入者の営業上の秘密、取引先の秘密その他受入先において知り得た秘密事項を他人に漏洩してはならない。就労体験終了後についても同様とする。

第10条　就労体験者が故意又は過失により受入者又は連合会に損害を与えた場合であって、連合会が妥当と認めた場合には、その全部又は一部の賠償を連合会から就労体験者に対して求めることができる。

２　受入者が故意又は過失により連合会に損害を与えた場合であって、連合会が妥当と認めた場合には、その全部又は一部の賠償を連合会から受入者に対して求めることができる。

第11条　連合会は、就労体験者の就労体験中及び就労体験のための往復途上における不慮の事故等に備えるため、以下の内容の傷害総合保険に加入するものとする。

　　死亡・後遺症障害保険金　１，０００万円

　　入院保険金（１日当り）　　６，０００円

　　通院保険金（１日当り）　　３，０００円

第12条　連合会は、受入者と就労体験者双方の連絡及び調整、本事業の適正かつ円滑な推進ならびに就労体験者の就労体験目的確保を図るため、受入者及び就労体験者からの苦情等の申し出を受ける者を必ず定めるものとする。

２　連合会は、就労体験者から就労体験に関し苦情等の申し出を受けたときは、迅速かつ適切な解決を図るものとし、その結果について就労体験者に通知しなければならない。

第13条　就労体験終了時において、受入者は就労体験者の技能・ノウハウの習得状況等について、連合会に対し書面にて報告するものとする。

第14条　本確認書に定めのある事項の解釈及び定めのない事項に疑義、紛争等が生じた場合は、就労体験者・受入者・連合会が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

２　前項の協議が整わない場合には、就労体験者、受入者は連合会の決定に従わなければならない。

以上、本確認書の合意の証として、本書３通を作成し、記名の上、各自その１通を所持する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

【就労体験者】

（現住所）

（氏　名）

（生年月日）　　　年　　月　　日生

【保護者】

（住　所）

（氏　名）

※本確認日に年齢が満20歳に達していない

方は、保護者の同意が必要です。

【受入者】

（所在地）

（受入先名）

（受入責任者）

【連合会】

（所在地）

島根県技能士会連合会

　　会長